

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

- 2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長が招集する。

- 2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて

部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあつては、部会)で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	機関・団体名
学識経験者等	精神保健福祉関係
	自死遺族関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働 関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等 関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)